

生活にかかるお金はどこでもおなじ

だから

最低賃金も 全国一律へ

時代遅れの
地域別
最低賃金は
もう変えよう!

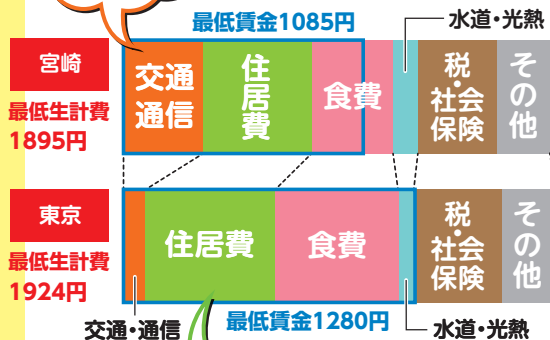
地域別最低賃金制度である限り、地域間格差はなくなりません。都市部も地方も、生計費は同じです。時給で195円、月3万5000円もの格差は若者の流出や地域経済の疲弊を招きます。毎年2円縮めても解消に100年。中小企業支援を強め、全国一律最低賃金を実現しましょう。



地方は
交通費高
住居費低

生計費はおなじ。

最低賃金はちがう。



時給の差は195円
年収で35万円
最高1280円・東京
最低1085円・宮崎

発効日の
先送りで
格差拡大

佐賀 1095	福岡 1114	大分 1096
長崎 1087	熊本 1092	宮崎 1085
鹿児島 1090		
沖縄 1086		

山口 1101	島根 1092	鳥取 1090
広島 1141	岡山 1104	大分 1231
愛媛 1093	香川 1092	徳島 1103
高知 1086		

兵庫 1172	京都 1180	滋賀 1136
岐阜 1121	長野 1117	山梨 1113
三重 1143	愛知 1195	静岡 1154
和歌山 1101		

地域別
最低賃金マップ

北海道 1131	青森 1090	秋田 1090	岩手 1090
山形 1092	宮城 1098	石川 1113	富山 1119
新潟 1108	福島 1094	福井 1112	岐阜 1121
長野 1117	群馬 1120	栃木 1125	茨城 1136
埼玉 1196	千葉 1195	東京 1280	神奈川 1279

発効月

10月 緑 ランクA=
11月 青 ランクB=
12月 黒 ランクC=

※金額・発効月は答申時

最賃の格差をなくし、
若者がくらせる地域を!

署名しよう

国の責任で中小企業支援を!

最低賃金を全国一律にして、大幅に引き上げるには、公正取引の強化や社会保険料の減免、直接支援など、中小企業支援の抜本的な強化が不可欠です。最低賃金法を改正し、地域経済を支える中小企業への支援を国に義務付けましょう。

全国一律
最低賃金

賃上げ
助成

社会保険料
負担軽減

公正な
取引

地域経済活性化・若者がくらせる地域
～持続可能で魅力ある地域づくりに～

全労連
「中小企業
支援の提言」
はこちら⇒

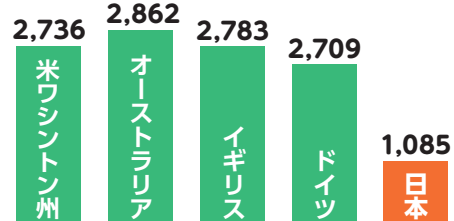


先進国の最賃は日本の2.5倍

先進国では全国一律が主流。「地域間格差への配慮」を口実にした引き上げの抑制がないから、高い水準の引き上げが確実に実施されています。

各国の最低賃金額

単位:円



全労連調べ (2026年9月現在)



全労連



国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F

TEL.(03)5842-5611 FAX.(03)5842-5620

(2026.10)

最低賃金 全国一律制度 の法改正を求める

国会請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願趣旨

2026年の最低賃金改定では、最高額は東京都1280円、最低額は1085円となり、その差は195円に及んでいます。発効日は37都道府県で10月となったものの、11月7県、12月3県と先送りがされています。同じ最低賃金額でも年間の賃金収入に差が生じています。地域別最低賃金制度のもとでは依然として大きな地域間格差が残され、地方から都市部への人口流出や地域経済の疲弊を招いています。また、急激な物価高騰の中、最低賃金近傍で働く労働者からは「これでは暮らしていけない」と切実な声が上がっています。

私たちが全国31都道府県、5万人を超える参加で取り組んできた最低生計費試算調査では、都市部では家賃、地方では自動車維持費など支出が大きい費目は異なるものの、「8時間働けば人間らしく暮らせる」ために必要な生計費は全国どこでもほぼ同じであることが明らかになっています。

しかし、現行の最低賃金法は、最低賃金決定の3要素「地域における労働者の生計費、労働者の賃金および通常の事業の賃金支払能力」を総合的に考慮して最低賃金を決定する仕組み（最低賃金法第9条）となっています。そのため、最低賃金の低い地域は、その地域の低い賃金水準が維持されやすく、高い地域も低い地域との均衡が意識されることなどから、地域別最低賃金制度は、地域間格差を温存し、引き上げを抑制する構造となっています。

最低賃金法を改正し、生計費を基本とした全国一律最低賃金制度を実現することで、誰でも、全国どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしを営むことができます。それは若者の経済的自立や家族形成を後押しし、地域経済の活性化と人口減少に歯止めをかけることにもつながります。

あわせて、最低賃金の全国一律化と大幅引き上げを実現するためには、国の責任による中小企業・小規模事業者への抜本的な支援の強化が不可欠です。そのため、最低賃金法第9条の決定要素から事業者の賃金支払能力を除外し、生計費を基本として最低賃金を決定する制度へ改めるとともに、中小企業・小規模事業者に対する十分な財政支援や原材料費及び人件費を適正に価格転嫁できる制度を国の責任で整備することを求めます。

つきましては、以下の事項について措置されるよう請願します。

請願項目

- すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費を基本とした全国一律最低賃金制度を実現すること。
- 最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者への十分な財政支援を行うとともに、原材料費及び人件費が価格に適正に反映される仕組みを総合的に整備すること。

氏 名	住 所
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村
	都 道 区 市 府 県 町 村

※氏名・住所欄は「/」「同上」は不可、住所は都道府県から番地までご記入ください。
※この署名用紙は、国会の請願以外の目的に個人情報が利用されることはありません。